



平成 29 年 3 月 1 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 7 番 13 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号 : 3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更及び役員の変動について平成 29 年 3 月 30 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、定款一部変更及び役員の変動につきましては、本株主総会にて正式決定される予定です。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条（任期）第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 20 条（記載省略） （任期） 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u> に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時</u> <u>までとする。</u> 第 22 条～第 28 条（記載省略）	第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 20 条（変更なし） （任期） 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1 年以内</u> に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) 第 22 条～第 28 条（変更なし）

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 3 月 30 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 3 月 30 日 (予定)

2. 役員の変動 (平成 29 年 3 月 30 日付)

(1) 新任取締役候補者

新役職	氏名	現役職
取締役	吉村 隆	株式会社エアネット 代表取締役

(2) 新任取締役候補者の略歴等

氏名	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況
吉村 隆	平成 9 年 1 月 株式会社ネットワークカタリスト 入社 平成 12 年 5 月 メディアエクスチェンジ株式会社 入社 平成 22 年 3 月 株式会社エアネット 入社 平成 22 年 4 月 同社 取締役就任 平成 25 年 7 月 同社 代表取締役就任 (現任) 平成 28 年 4 月 株式会社エア・コミュニケーション 代表取締役就任 (現任)

(3) 任期満了による退任予定の役員

氏名	現役職
清水 明	取締役管理本部長
乙田 宗良	取締役 オンラインビジネス本部長

以上